

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 栃木市コンプライアンス審査会(第5条—第10条)
- 第3章 公益通報
 - 第1節 内部公益通報(第11条—第23条)
 - 第2節 外部公益通報(第24条—第26条)
- 第4章 不当要求行為等防止対策(第27条—第30条)
- 第5章 不祥事防止対策(第31条・第32条)
- 第6章 雑則(第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市のコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 職員が法令等(法律、法律に基づく命令、条例及び規則(市長以外の市の執行機関の定める規則及び規程を含む。))をいう。以下同じ。)及び次条に規定する職員の責務を遵守することをいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者、市内に事務所を置く事業者その他市の行政に利害関係を有する者をいう。
- (3) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員をいう。
- (4) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者(以下「請負事業者」という。)及びその役員又はその事業に従事している者

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき市の業務に従事している者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)及びその役員又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者

オ アからエまでに掲げる者であった者

- (5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実

イ アに掲げるもののほか、法令等に違反し、又はまさに違反しようとするおそれのある事実

ウ 人の生命、身体、財産その他正当な権利利益に重大な損害が生じ、又は生じるおそれのある事実

エ 公益に反するおそれのある事実

- (6) 内部通報対象事実 通報対象事実であって、市政運営に関するものをいう。

- (7) 内部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、内部通報対象事実を通報することをいう。

- (8) 外部公益通報 労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先において通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市長等に通報することをいう。

- (9) 市長等 市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

- (10) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 正当な権利行使を装い、又は暴力、脅迫その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

イ 正当な理由なく面会を強要する行為

ウ 粗野又は乱暴な言動により不安を抱かせる行為

エ その他アからウまでに掲げる行為となるおそれのあるもので、秩序の維持、職務の遂行又は庁舎等の保全に支障を生じる行為

- (11) 不祥事 職員が次のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

ア 法令等に違反する行為

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為

- ウ 市民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
- エ その他職務の遂行の公正に対する市民の疑惑や不信を招くような行為
(令5条例30・一部改正)

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければならない。
- 4 職員は、不当要求行為等に対しては、毅然とした対応をしなければならない。
- 5 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の不信を招くような行為をしてはならない。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、職員に対する研修の実施、コンプライアンスの推進のための体制整備その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 栃木市コンプライアンス審査会

(設置)

第5条 コンプライアンスの推進を図るため、栃木市コンプライアンス審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第6条 審査会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市のコンプライアンス体制について意見を述べること。
- (2) 内部公益通報に係る調査及び報告並びに内部公益通報をしたことを理由として受けた不利益な取扱いに係る申立てに関する調査、報告及び勧告に関すること。
- (3) 不当要求行為等に係る対応方針及び公表について意見を述べること。
- (4) 不祥事に係る調査に関すること並びに市長等が実施する調査及び不祥事が発生した場合に市長等が講ずる措置について意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその所掌事項に属させられた事項

(組織)

第7条 審査会は、委員3人をもって組織する。ただし、第9条の規定により臨時委員を置く場合は、この限りでない。

(委員)

第8条 委員は、審査会の所掌事項に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第9条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審査会の所掌事項に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 公益通報

第1節 内部公益通報

(内部公益通報)

第11条 市民及び職員等は、審査会に対し、内部公益通報をすることができる。

- 2 内部公益通報を行う市民及び職員等(以下「内部公益通報者」という。)は、誠実に内部公益通報を行わなければならない。

(受付窓口の設置)

第12条 内部公益通報に関する相談及び受付を行うため、庁内に受付窓口を設置する。

- 2 前項に掲げるもののほか、庁外に内部公益通報に関する受付を行う外部窓口を設置する。

(内部公益通報の方法)

第13条 内部公益通報は、実名により書面(電磁的記録を含む。)を提出することにより行わなければならない。ただし、内部通報対象事実であると信じるに足りる相当の根拠を示すことができるときは、匿名で行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が同項に規定する方法以外の方法を認めたときは、その方法によることができる。

(内部公益通報の移送)

第14条 第12条第2項に規定する外部窓口は、内部公益通報を受けたときは、遅滞なく審査会に当該内部公益通報を移送するものとする。

(内部公益通報の調査)

第15条 審査会は、内部公益通報を受けたとき、又は前条の規定による内部公益通報の移送を受けたときは、当該内部公益通報の内容について速やかに調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、内部公益通報の内容が内部通報対象事実該当しないことが明らかであると審査会が認めるときは、調査を行わないものとする。この場合において、審査会は、その旨及び理由を内部公益通報者に通知しなければならない。

3 内部公益通報者は、第1項の調査に協力しなければならない。

4 審査会は、調査の結果、内部通報対象事実があると認めるときは是正措置等の意見を付してその旨を、内部通報対象事実がないと認めるとき、又は調査を尽くしても内部通報対象事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。

5 審査会は、調査の結果を内部公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の内部公益通報者、通知を希望しない内部公益通報者その他通知することが適当でないと認める内部公益通報者については、この限りでない。

(内部公益通報の是正措置及び公表)

第16条 市長等は、審査会から内部通報対象事実があると認める報告がなされたときは、直ちに当該内部通報対象事実を是正するために必要な措置(以下この条において「是正措置」という。)を講ずるとともに、速やかに再発防止のために必要な措置(以下この条において「再発防止措置」という。)を講じなければならない。

2 市長等は、前項の是正措置及び再発防止措置を講じたときは、直ちに当該内部通報対象事実の内容並びに当該是正措置及び再発防止措置の内容を公表するとともに、当該是正措置及び再発防止措置の内容を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により市長等から報告を受けたときは、当該是正措置及び再発防止措置の内容を内部公益通報者に通知するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 市長等は、内部公益通報を行った職員等(以下「通報職員等」という。)に対し、内部公益通報をしたことを理由として、免職、労働者派遣契約の解除その他不利益な取扱い(以下「不利益な取扱い」という。)を行ってはならない。

(不利益な取扱いの是正の申立て)

第18条 通報職員等は、不利益な取扱いを受けたと認料するときは、審査会にその是正を申し立てることができる。この場合において、通報職員等が内部公益通報をした後に受けた不利益な取扱いは、特別の理由のない限り、内部公益通報をしたことにより受けたものとみなす。

(不利益な取扱いの調査等)

第19条 審査会は、前条の規定による申立て(以下「申立て」という。)があつたときは、当該申立てに係る不利益な取扱いの内容について調査を行わなければならない。

2 審査会は、調査の実施に当たり、あらかじめ、不利益な取扱いの内容を当該市長等に報告するものとする。ただし、証拠の隠蔽のおそれその他相当の理由があると審査会が認める場合は、この限りでない。

3 審査会は、調査の結果、不利益な取扱いの事実があると認めるときは、その旨を市長等に報告するとともに、当該市長等に不利益な取扱いを是正する措置を講ずよう勧告することができる。この場合において、当該勧告の内容を申立てを行った者(以下「申立者」という。)に通知するものとする。

4 審査会は、調査の結果、不利益な取扱いがあると認められないときは、その旨を市長等に報告するとともに、申立者に通知するものとする。

(不利益な取扱いの是正の求め)

第20条 市長等は、通報職員等(第2条第4号イ及びエに掲げる者に限る。)が内部公益通報をしたことを理由として、請負事業者又は指定管理者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めなければならない。

(内部公益通報者及び申立者に関する秘密の保持)

第21条 内部公益通報及び申立てに関与する者は、内部公益通報者及び申立者が特定されるおそれがある事項を他の者に知られないようにしなければならない。

(調査協力者の保護)

第22条 第17条から前条までの規定は、審査会の調査に協力した職員等について準用する。

(利益相反関係の排除)

第23条 職員は、自らが関係する内部公益通報の対応に、関与してはならない。

第2節 外部公益通報

(外部公益通報の案内窓口の設置)

第24条 外部公益通報の案内を行うため、庁内に案内窓口を設置する。

2 前項の案内窓口は、外部公益通報に関する相談及び所管課への取次ぎを行う。

(外部公益通報の手續)

第25条 市長等は、外部公益通報があったときは、必要な調査を行い、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 外部公益通報が誤って当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない市長等に対してなされたときは、当該市長等は、当該外部公益通報を行った者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(外部公益通報者に関する秘密の保持)

第26条 外部公益通報に関与する者は、外部公益通報者が特定されるおそれがある事項を他の者に知られないようにしなければならない。

第4章 不当要求行為等防止対策

(栃木市不当要求行為等対策委員会)

第27条 不当要求行為等に全庁的に対応するため、栃木市不当要求行為等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等への対応)

第28条 職員(第2条第4号ウに掲げる者を含む。以下この条において同じ。)は、不当要求行為等を受けたと認めるときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為等を受けたと認めるときは、その行為の内容を記録するとともに、管理監督者(当該職員を管理又は監督する地位にある職員をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

3 前項の規定により報告を受けた管理監督者は、必要な措置を講ずるよう職員に指示するものとする。この場合において、全庁的な対応が必要な事案又は重大な事案と認められるときは、市長等に報告するものとする。

4 市長等は、前項の報告があったときは、委員会に対応方針及び対策を協議させるものとする。

5 委員会は、前項の規定により対応方針及び対策を協議したときは、その内容を市長等に報告するものとする。

6 市長等は、前項の委員会の報告を踏まえ対応方針及び対策を決定し、不当要求行為等に対し必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市長等は、対応方針及び対策の決定に当たり審査会に意見を求めることができる。

(警告)

第29条 市長等は、不当要求行為等に対し必要な措置を講じても当該不当要求行為等が引き続き行われ、公正な職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、当該行為等を行った者に文書による警告を行うことができる。

(公表)

第30条 市長等は、前条の警告を行ってもなお不当要求行為等が引き続き行われ、公正な職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、当該行為等を行う者の氏名及び警告の内容を公表することができる。

2 市長等は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ不当要求行為等を行う者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 不祥事防止対策

(不祥事の未然防止)

第31条 職員は、第3条に規定する職員の責務を自覚し、不祥事の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 市長等は、この条例に定めるもののほか、不祥事の発生を未然に防止するために必要な対策を講ずるものとする。

(不祥事に関する是正措置及び公表)

第32条 市長等は、不祥事が発生し、又は不祥事が発生するおそれがあると信じるに足る事実が発生したと認めるときは、直ちに調査を行わなければならない。

2 市長等は、調査の結果、不祥事が発生したと認めるとき、又は不祥事が発生するおそれがあると認めるときは、当該事案を是正するために必要な措置(以下この条において「是正措置」という。)を講ずるとともに、再発防止の措置(以下この条において「再発防止措置」という。)を講じなければならない。この場合において、市長等は、調査の結果並びに是正措置及び再発防止措置について、あらかじめ審査会に意見を求めることができる。

3 市長等は、前項の是正措置及び再発防止措置を講じたときは、直ちに当該不祥事の内容並びに当該是正措置及び再発防止措置の内容を公表しなければならない。

4 市長等は、第1項の調査を実施するに当たり、必要と認めるときは、審査会に調査を依頼し、是正措置及び再発防止措置について意見を求めることができる。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。